

現場代理人、技術者等に関する留意事項

公共工事においては、現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置が必要となります。

また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないとされています。

以下の内容はこれら現場代理人、技術者等に関する留意事項です。

1. 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であることが必要です。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。

「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工事管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。（別紙「建設工事の現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて」参照）

2. 主任・監理技術者について

(1) 建設業法における監理技術者等

建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされています。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

(2) 主任・監理技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事において設置する主任・監理技術者は、工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事においては9,000万円）以上の場合は、原則と

して工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。専任を要しない工事の主任技術者であれば、他の工事との兼務も可能ですが、変更により契約金額が4,500万円を超える可能性のある工事との兼務については行わないよう留意する必要があります。

専任義務の緩和については、別紙「主任技術者または監理技術者の専任について」を参照してください。

「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではありません。そのため、当該建設工事に関する打合せや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについて、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えないとされています。

（3）主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となったような場合には、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

（3）主任・監理技術者の資格要件

- ① 直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であること。
- ② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。
（主任技術者の場合：建設業法第7条第2号による）
（監理技術者の場合：建設業法第15条第2号による）
- ③ 「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

3. 営業所技術者等の取り扱いについて

（1）営業所技術者等とは

営業所技術者等とは、営業所技術者（一般建設業）または特定営業所技術者（特定建設業）をいいます。建設業法第7条第2号（一般建設業）、第15条第2号（特定建設業）において建設業の許可要件として、許可を受けて建設業を営もうとする全ての営業所に専任技術者を置かなければならないこととされています。

「専任」とは、原則として他の業務との兼務を認めないことを意味し、営業所技術者等は、請負契約の締結に当たり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、積算見積等）を行うことがその職務であるため、所属する営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）していることが原則です。

なお、1人で複数業種の営業所技術者等を兼務することは可能です。

（２）現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所技術者等との兼務はできません。ただし、専任を要しない工事において、次の要件を全て満たせば営業所技術者等との兼務が可能です。

- ①当該営業所において請負契約が締結されたとき。
- ②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

（３）主任技術者又は監理技術者との兼務について

別紙「営業所技術者等の兼務について」を参照してください。

4. 経營業務の管理責任者の取り扱いについて

（１）経營業務の管理責任者とは

経營業務の管理責任者とは、その営業所において、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経營業務について総合的に管理し、執行した経験を有した者をいい、建設業の許可を取得するためには、その知識経験を十分に有する人を経営管理の責任者としてあらかじめ配置しておく必要があります。（建設業法施行規則第7条第1号）また、経營業務の管理責任者は常勤でなければなりません。

なお、営業所の専任技術者と経營業務の管理責任者を兼務することは可能です。

（２）現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、経營業務の管理責任者との兼務はできません。専任を要しない工事において、次の要件を全て満たせば経營業務の管理責任者との兼務が可能です。

- ①当該営業所において請負契約が締結されたとき。
- ②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

（３）主任技術者又は監理技術者との兼務について

営業所技術者等の場合と同様の条件で兼務可能です。（3－（3）参照。）

5. 現場代理人と主任・監理技術者との兼務について

同一請負契約に限り、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼務することは可能です。

6. 技術者の配置について

技術者等の配置について、兼務の可、不可について別表にまとめているので参照ください。

7. 配置技術者等の変更について

配置技術者等については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、慎重かつ必要最小限とする必要があります。 配置技術者等の変更が必要となった場合は、事前に担当課及び管財契約課にご相談ください。

- ①監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ②受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ③工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合

8. その他

各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。